



歴史的資源を活かした まちづくりについて

群馬県 県土整備部 都市計画課

平成29年8月24、25日に仙台市にて全国景観会議 全体研修会が開催されました。本会議は、39都府県と2政令市が加入し、都市や地域の景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等を通じて、魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的に、昭和63年に設立されました。

今回の研修会では宮城大学事業構想学群事業構想学科の舟引教授を迎え、「地域の誇りを後世へ伝えるために」と題し、歴史まちづくりについて基調講演が行われました。「歴史まちづくりって？」という方にはとても分かりやすい内容と感じましたので、ここで少しご紹介させていただきます。

■ なぜ今、歴史まちづくりか。

日本では平成20年をピークに人口は減少局面を迎えています。人口が減ることにより物を買う人が減り、物を作る人も減るといふ悪循環に陥り、経済・産業活動は縮小していきます。そんな中、日本はどうやって経済を維持・成長させていくかということで注目されたのが近年増加を続ける外国人観光客の存在です。平成21年に日本を訪れた外国人の数は800万人程であったのが、平成28年には2,400万人と右肩上がりに増加しています。そこで政府は「観光立国」を国策に掲げ、日本の歴史文化を目的に訪日する外国人のインバウンド消費を日本経済に取り込んでいこうと観光振興に注力しているのです。

■ そもそも歴史まちづくりとは

歴史的資源を守るものに文化財保護法というものがありますが、文化財である寺や城だけを守ればいいかというと、それらの周辺には門前町や城下町など古いまちなみが残っていて、そこを舞台として人々の営みによる文化的な資産(歴史的風致)が醸成されています。歴史まちづくり法※(以下、歴まち法)では、そういった地域の個性を活かした独自のまちづくりを可能にし、地域経済を活性させるばかりか、住民の地域に対する誇りや愛着を深めることにもつながるのです。

地域に眠っている歴史的資源を探し出し、この歴まち法を活用して、魅力あるまちづくりの推進につなげていただければと思います。

※歴史まちづくり法

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律。地域固有の歴史的風致を維持・向上させ、後世に継承するため平成20年に制定されました。平成16年に制定された景観法が良好な景観の保全や誘導のための規制に法的な根拠を与えたものであるのに対して、歴まち法は自治体の歴史的資源を活かしたまちづくりに対して補助金を交付するなど、各種事業による支援を前面に出した制度となっています。



舟引教授による基調講演



多賀城現地研修会の様子



現地見学(多賀城政庁跡)

